大槌町奨学金返還補填助成金交付要綱

(目的)

第1条 大槌町は、若年層の町内居住を促し、雇用の確保及び人材育成を図るため、就学時に奨学金の貸与を受けた者に対し、その返還額を大槌町補助金交付規則(昭和38年大槌町規則第12号)、大槌町補助金交付規程(平成25年大槌町訓令第7号)及びこの要綱により、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

- 第2条 本要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、次のとおりとする。
- (1) 居住 町内に住民登録を行い、生活基盤が町にあることをいう。
- (2) 大学等 学校教育法 (昭和22年法律第26号) に基づく次に掲げる学校等をいう。
- ア 大学(短期大学含む)
- イ 高等専門学校(第4学年及び第5学年に限る)
- ウ 専修学校(専門課程に限る)
- (3) 事業所等 町又は近隣市町村等に主要な事業所を有する法人及び個人をいう。
- (4) 奨学金 次に掲げる奨学金をいう。
- ア 独立行政法人 日本学生支援機構奨学金(独立行政法人日本学生支援機構法(平成 15年法律第94号) 第14条第1項に規定する第一種学資貸与金及び第二種学資貸与金)
- イ 公益財団法人 岩手育英奨学金(公益財団法人岩手育英奨学金貸与規程第3条に規 定する奨学金)
- ウ 大槌町奨学資金貸付条例に基づく奨学金(「大槌町まち・人づくり奨学金」は除く)
- エ 上記に準ずる奨学金であって、その奨学金貸与団体と大槌町との間で、奨学金返還助成について協議が整ったもの。

(対象者)

- 第3条 助成金の対象者は、次の第1号から第8号までの全ての項目に該当する者とする。
- (1) 転入について、次のいずれかに該当する者であること。
- ア 平成30年4月1日以降に転入した者であること。
- イ 平成30年4月以降に就業するため、平成30年1月以降に転入した者であること(転入時点で就業先及び就業開始日が確定している場合に限る)。
- ウ 進学等により2年以上町外で生活していた者であること(住民登録を町外に移していない場合であって、平成30年3月以降に卒業等した者に限る)。
- (2)居住を目的とした次のいずれかに該当する者であること。
- ア 事業所等に就業中で、健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)、厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)及び雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)の被保険者となって いる者。
- イ 町内で新たに起業し、事業主又は役員として開業している者。
- (3) 大学等を卒業した者又は退学した者であること。

- (4) 奨学金の貸与を受け、当該奨学金を返還予定又は返還中の者であること。
- (5) 初回認定申請時点において、35歳未満の者であること。
- (6) 奨学金の返還金及び市区町村民税等を滞納していない者であること。
- (7) 申請者が国及び地方公共団体の職員以外の者であること。
- (8) 2回目以降の申請にあっては、初回交付後、町内に継続して居住し、かつ同一事業所等に就業中の者であること。
- 2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する者は、交付対象から除くものとする。
- (1) 転勤が見込まれる者又は概ね2~3年での定期人事異動が常態となっている事業所 等に就業している者。
- (2) 労働者派遣事業の適切な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和 60 年法律第 88 号)で定める派遣労働者。
- (3)大学等に在学中の者。ただし、夜間、定時又は通信制の学校等に在学中の者はこの限りでない。
- (4)雇用期間の定めがあり、契約更新の可能性がない者又は雇用期間を終了する日が明確 た者.
- (5)住所地とは異なる居住地から通勤している者。

(助成率等)

- 第4条 助成率等については、次のとおりとする。
- (1)助成率 当該交付対象期間に係る奨学金返還額の2分の1以内
- (2) 助成上限額 一会計年度当たり一人につき年額 240,000 円
- (3) 助成年数 1回目交付の日から3年間(予算の限り)

(認定申請)

- 第5条 この助成金の認定を受けようとする者は、一会計年度ごとに次に掲げる書類を町 長に提出しなければならない。
- (1) 大槌町奨学金返還補填助成金認定申請書(様式第1号)
- (2)誓約書(様式第2号)
- (3)申請者の住民票謄本
- (4) 奨学金の内容が分かる書類又は当該書類の写し(奨学金名、貸与額、貸与期間、返還 総額、返還期間、返還済額、返還残額が分かるもの)
- (5) 当該奨学金に係る返還免除等他の支援措置がなされていないことが確認できる書類 又は当該書類の写し
- (6) 事業所等に就業中の者にあっては、雇用契約書等就業していることを証明する書類 又は当該書類の写し。ただし、雇用期間の定めがある者にあっては、併せて契約更新の 可能性が有ることを確認できる書類又は当該書類の写し。
- (7) 新たに起業した者(役員に就任した者を含む)にあっては、開業届等起業したことを

証明する書類の写し。

- (8) 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主用通知)の写し
- (9)新卒者以外の者は直近の市区町村民税の完納証明書(完納証明書が発行されない市区町村に納税していた者にあっては、市区町村民税の納税証明書)。
- (10) その他町長が必要と認める書類

(認定通知)

第6条 町長は前条及び第7条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、適当と 認めるときは、大槌町奨学金返還補填助成金認定通知書(様式第3号)により申請者に通 知するものとする。

(認定内容の変更)

第7条 この助成金の認定を受けた者(以下「認定者」という。)が、前条の規定による通知内容に変更が生じた場合には、大槌町奨学金返還補填助成金認定内容変更届(様式第4号)を変更したことが証明できる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(交付申請)

- 第8条 この助成金の交付を受けようとする認定者は、次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。
- (1) 大槌町奨学金返還補填助成金交付申請書(様式第5号)
- (2) 当該助成金に係る認定通知書の写し
- (3) 交付対象期間の返還額を証明する書類(返還額が記載されている部分の通帳の写し 又は当該期間分の返還額が記載された領収書の写し)
- (4) 交付対象期間の出勤簿の写し
- (5) その他町長が必要と認める書類
- (6)2回目以降の申請にあっては、前回通知を受けた当該助成金に係る交付決定通知書の 写し
- 2 前項に掲げる交付対象期間は、当該奨学金の返還が生じた日又は当該助成金の交付を 受けた日から起算して3か月を経過した後に申請できるものとする。

(交付決定)

第9条 町長は前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の交付決定を行い、大槌町奨学金返還補填助成金交付決定通知書(様式第6号)により認定者に通知するものとする。なお、当該交付決定をもって、本事業の履行が確認されているものとみなす。

(交付請求)

第10条 前条の規定による交付決定を受けた認定者は、大槌町奨学金返還補填助成金交付 請求書(様式第7号)を町長に提出するものとする。

(助成金の交付)

第 11 条 町長は、前条に規定する請求があったときは、速やかに助成金を交付するものと

する。

(助成金の返還等)

第12条 町長は、申請者が虚偽の申請、対象となる奨学金に対する返還の重複その他不正な行為により助成金を受け取ったことが確認された場合は、当該認定を取り消すとともに、既に交付した助成金の一部又は全部を返還させることができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は、平成30年4月18日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年10月30日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年11月26日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年5月8日から施行する。